

令和7年度～11年度秋田労働局業務用自動車賃貸借契約 仕様

年 式		新車
走 行 距 離		下記表 1 に示したとおり
駆 動 方 式		4WD
スタッドレスタイヤの有無		有
台 数		1台
総 排 気 量		950cc～1,500cc
車 両 重 量		1,500kg以内
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,700mm以内
全 高		2,000mm以内
最 低 地 上 高		170mm以上（未舗装の林道等の走行があるため）
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		5名以上
トランスミッション		4速オートマチック以上、CVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機（ＡＴ限定免許でも運転が可能であること）
主 要 燃 費 対 策		ハイブリッド自動車であること
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス25%低減基準達成車
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む（テレビ視聴機能のないものとする）
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	全てのドア
	パワードアロック	装備
	電動格納式リモコンドアミラー	装備
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	パイザー	前席、後席分
冬 期	寒冷地仕様	有
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換については受託者で行うこと。
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

【備考】

- ・上記に記載されていない装備や機能等が標準装備されている車種でも、納車は可能であること。
- ・納車する際はスタッドレスタイヤ及び冬用ワイパーを装着した状態とし、夏タイヤ及び夏用ワイパーを別に納品すること。

表 1 走行距離一覧

官署名	納車住所	年間見込走行
		距離（年・km）
秋田労働局第二庁舎	秋田県秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎	5,679km

自動車維持に係る費用

別紙2

○ リース代金に含める項目

項 目		備 考
車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む
	事故修理	原則として納車・引き取り含む
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤの更新	消耗した場合、必要本数（夏・冬）
	点検修理時の代車	2日以上法定整備及び故障整備の際に対応

	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	秋田労働基準監督署	秋田県秋田市山王7丁目1-4 秋田合同庁舎	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

再委託についての要件

1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は委託業務の一部を再委託するときは、再委託者に対し年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことをあらかじめ徹底すること。
- (5) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。